

令和6年7月29日

議員各位

都市政策部参事
(都市基盤担当部長)

南芦屋浜南護岸等の利用制限の開始時期について

兵庫県が管理している南芦屋浜南護岸等について、令和6年7月24日付け「南芦屋浜南護岸等の利用制限について」において、令和6年8月1日（木）から、釣りができないエリアとする旨の報告をいたしました。その後様々なご意見をいただき、調整等が再度必要なことから、

8月1日（木）から釣りができないエリアとすることは一旦延期といたします。

今後、方向性が決まりましたら、あらためて報告いたします。

引き続きご理解とご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【担当】	都市政策部 都市基盤室 道路・公園課 石濱
直通 :	0797-38-2062 内線 : 98-2811